

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	9
国・県・関係機関からのお知らせ	13
月次景況調査結果	16
団体保険制度・共済制度のご案内	19
中央会だより	22

December
12
2025
No. 806



石岡市 いばらきフラワーパーク Moonlight Rose Garden「2025.10.11～2026.1.26」
出典:いばらきフラワーパーク <https://www.flowerpark.or.jp/>

発行 茨城県中小企業団体中央会 <https://www.ibarakiken.or.jp/>
〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 TEL:029-224-8030(代)

第77回中小企業団体中央会・大会決議の概要

全国中小企業団体中央会・広島県中小企業団体中央会主催の第77回中小企業団体全国大会 11月12日(水)、広島県広島市の広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)で開催され、全国から中小企業団体の代表者など約2,100名が参加し、本県からは阿部真也会長をはじめ15名が参加しました。

中小企業団体全国大会は、中小企業の実情を訴え、国等に対する中小企業振興施策の充実等の要望を決議するため、毎年開催しています。

大会テーマは『つながる ひろげる連携の架け橋～夢を語ってはしゃぎん祭！轟轟(GoGo)と突き進め～』。

本号では、同大会と大会決議の概要を紹介します。詳細は、全国中小企業団体中央会のホームページを参照ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/13043/>

茨城県中小企業団体中央会が本県参加者の交流促進のため企画した茨城県中央会ツアーハイライトの概要、本県からの受賞者の概要は18～19頁に掲載しています。

◆第77回中小企業団体全国大会の概要

森洋・全国中央会会長の開会挨拶、伊藤學人・広島県中央会会長の開催地挨拶の後、鈴木憲和・農林水産大臣からのビデオメッセージが披露されるとともに、越智俊之・経済産業大臣政務官、山田雅彦・厚生労働審議官、山根健嗣・広島県副知事、中井幹晴・広島市長副市長、関根正裕・株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長から祝辞が述べられた。

その後、伊藤學人・広島県中央会会長が議長に、岩崎陽一・鳥取県中央会会長、櫻井一郎・熊本県中央会会長がそれぞれ副議長に選任され、議事を進行し、「中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充」、「中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備」など15項目を決議した。

また、野村泰弘・大阪府中央会会長が意見発表を行い、本大会の意義を内外に表明するため、河合修孝・



広島県中小企業団体青年中央会会長が「大会宣言」を宣した。

併せて、本大会では、優良組合(38組合)、組合功労者(73名)、中央会優秀事務局専従者(23名)の表彰が行われ、森会長から表彰状と記念品が贈られた。

次期全国大会については、令和8年11月19日(木)に、熊本県熊本市において開催することを発表し、大会旗が伊藤學人・広島県中央会会長から森会長に返還されるとともに、森会長から櫻井一郎・熊本県中央会会長へと継承され、櫻井一郎会長が次期開催地会長挨拶を行った。

続いて、宮川正・独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長による万歳三唱が行われ、閉会した。

また、本大会後には、全国から集う参加者同士の交流を深めることを目的に、大会参加者を対象とした「交流会」を広島県中央会が開催し、約1,100名が参加し、交流を深めた。



◆第77回中小企業団体全国大会決議

我が国の中小企業・小規模事業者は、少子高齢化の進行、人口減少地域の増大などの社会経済の構造的な課題の影響を受ける中で、全国各地で頻発する自然災害、国際情勢の不透明感の強まりやエネルギー・原材料価格の上昇に加え、人件費増加にも直面する等、引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業・小規模事業者の経営は、十分な価格転嫁が進まず、物価上昇を上回る賃上げ要請や設備投資の原資確保に苦しんでいる一方、深刻化する人手不足で防衛的に賃金を引き上げざるを得ず、原材料価格の上昇による支払い増加、既往債務返済のための資金繰りに追われており、事業の継続が難しくなる事業者も増えるなどの危機的状況が続いている。さらに、最低賃金の大幅な上昇とそれに伴う就労調整の激化や雇用保険、医療保険、厚生年金といった社会保険料を加えた公的負担の増加、後継者難による事業承継への懸念、DXやGX対応等の課題が山積している。

本年は、戦後80年の節目の年である。この間、中小企業・小規模事業者は幾多の困難に見舞わされてきたが、そのたびに中小企業組合等連携組織に力を結集してこれを打破し、我が国経済、特に地域経済を支えてきた。これまでの困難な局面において、中小企業組合等が果たしてきた役割を改めて想起し、中小企業・小規模事業者の直面する数々の課題においては、中小企業組合の連携力で解決していくことが一層求められている。

さらに、中小企業組合やその構成員である中小企業・小規模事業者に伴走しながら、課題克服への助言、支援等を行っている中小企業団体中央会指導員の活動を質的・量的に強化する必要があり、これを支援するため、国及び地方自治体からの迅速かつ手厚い支援策が不可欠である。

このため、国等は、物価高等で困窮する中小企業・小規模事業者が安心して事業と雇用の継続ができる環境の整備や官公需を含めた価格転嫁・取引適正化への支援、中小企業・小規模事業者の実態に即したDXやGXの推進、新分野展開やものづくり補助金や省力化投資補助金等の生産性向上等の支援をこれまで以上に行うとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な発展と成長、豊かな地域経済社会の実現に向け、全国の約3万の中小企業組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現を強く求める。

◆第77回中小企業団体全国大会決議項目

I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充

1. 喫緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化
2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた中小企業組合等を活用した支援の拡充・強化

3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善
4. 強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方
2. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進
3. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築
4. 中小企業・小規模事業者の人材育成・確保・定着対策

III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進

◆第77回中小企業団体全国大会決議項目概要

※本誌では、大会決議のうち重点要望事項のみを紹介する。

I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充

1. 喫緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化
 - (1) 中小企業を取り巻く経営環境の厳しさを踏まえ、人手不足や物価高騰、円安、海外情勢の影響に対応するため、エネルギー・原材料価格等の高騰抑制など物価高騰の抑制に向けた総合的な経済対策を国主導で推進し、中小企業・小規模事業者が安定的かつ持続的に成長・発展していくための設備導入支援・新製品開発支援等の総合的な支援策を講じること。
 - (2) コスト上昇に係る適正かつ円滑な価格転嫁を可能とするため、国主導により、下請取引環境の改善や商慣習の適正化を図るとともに、積極的な価格改定を可能とする価格交渉に係る環境整備の更なる拡充を図ること。併せて、2次下請・3次下請の事業者でも適正な利益を得られるよう、健全な経営環境の構築・整備、支援策の拡充・強化を図ること。
 - (3) 中小企業・小規模事業者が、業績の改善・向上を伴った持続的で構造的な賃上げが可能となるよう、①賃上げ促進税制の強化・拡充、②官公需取引をはじめとする労務費等の価格転嫁対策の強化・拡充、③生産性向上や省力化のための設備投資に対する助

クローズアップ

成制度の大幅な拡充、④働きたい人が働けるようにするための働き方改革の位置付けの再検討、⑤金融支援の拡充、⑥経営相談の充実など、あらゆる施策を総動員し、賃上げの原資が確保される環境整備、支援策の強化・拡充を図ること。

- (4) サプライチェーンの強靭化及び優越的地位の濫用による不公正な取引を防止し、下請取引等の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底する策を講じ、厳正かつ迅速な運用を図ること。

① 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請法等の運用強化及び違反行為に対する厳正かつ迅速な対処

② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に基づいた労務費の価格転嫁の推進・徹底

③ パートナーシップ構築宣言の取組みの強化と遵守

2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた中小企業組合等を活用した支援の拡充・強化

- (1) 中小企業の事業承継に向けた円滑化を図るため、中小企業組合を活用した事業承継・引継ぎ支援体制の強化・拡充を行うこと。

- (2) スタートアップの対象として企業組合制度の活用、充実を図るとともに、創業促進のためのスタートアップ支援策を強化すること。

3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善

- (1) 多様化・複雑化する経営課題の解決のため、経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織は地域経済を支える担い手として重要性が一層強まっている。組合の新規設立を促進し、連携組織の挑戦や課題にきめ細やかな伴走型支援が滞りなく進むよう、中小企業団体中央会が行う「中小企業連携組織対策事業」の必要かつ十分な予算確保を含めた支援の拡充・強化を行うこと。特に中央会指導員及び職員の人事費単価については、国が求める賃上げ要請の趣旨に沿った適正な見直しを行い、単価引上げ及び予算拡充を講じること。

- (2) 中小企業振興施策の推進に当たっては、中小企業連携組織対策を重要な柱に据え、地域経済の要として人的結合の基盤を成す組合等連携組織の特性や潜在力を真に引き出す支援策を重点的に展開すること。

4. 強靭かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

- (1) 能登半島地震や豪雨などの度重なる災害により施設・設備に被害を受けた中小企業に対し、ニーズに応じた設備等の復旧・復興を継続的に支援すること。併せて、被災地の復旧・復興対策の十分かつ柔軟な予算措置を講じ、復旧・復興を加速化させるとともに、被災した中小企業組合及び中小企業・小規模事

業者の経営再建・事業継続のための支援事業等に万全の措置を講じること。

① 中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）をはじめとする支援事業を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や交付決定に要する期間の短縮を行うこと。

② 中小企業組合等が活用できる販路開拓支援等の新たな事業を創設する等、共同事業を停滞させないためのフォローアップ体制の強化と手続きの簡素化を講じること。

- (2) 有事における事業継続や迅速な復興のため、組合等連携組織を活用したB C P・B C Mの取組み、危機管理体制の整備に対する支援措置の拡充を行うこと。また、B C P策定後の定期的な見直し、実行及び有効活用のための継続的なフォローアップ体制を強化すること。

① 突發的に発生する事業中断リスク等に対する「事業継続力強化計画」の策定支援、組合等連携組織が取り組む「連携事業継続力強化計画」の策定に基づく設備導入や備蓄のための予算の拡充

② 人手不足、ノウハウ不足、費用負担等、課題解消のための専門家の活用、システム整備、訓練・研修に対する補助制度の拡充

③ 近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害対策に対するこれまで以上の地方自治体との緊密な連携、B C P策定率の更なる向上に資する経営上のインセンティブ追加のための予算拡充を含めた万全な措置

- (3) 防災・減災を考慮した災害に強い地域づくりのため、地域の実情に応じた社会インフラの整備・予算確保に早急に取り組むこと。

- (4) 特定地域づくり事業協同組合の設立推進及び持続可能な運営支援を強化するため、以下の制度改善及び支援措置の拡充を図ること。

① 組合立上げ期における非課税措置や繰越処理を可能とする特例措置

② 労働者派遣法等における制限に対する立法趣旨に鑑みた適用除外措置

③ 特定地域づくり事業推進交付金で措置される「派遣職員人件費」や「事務局運営費」への財政支援の拡大、市町村が負担する財源確保予算の拡充

④ 設立や運営に係る中央会の伴走型支援に対する予算措置の追加又は補助対象化

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方

- (1) 最低賃金は、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において三要素のデータに基づく審議によ

り決定し、最低賃金法の原則を今後も遵守し合理的で納得感のあるものとすること。

- (2) 地方最低賃金審議会における審議では、地域の実態や中小企業・小規模事業者の支払能力を踏まえて最低賃金を決定し、隣接地域の事情等に配意しないこと。
- (3) 改定後最低賃金の発効日は事業者の準備期間、就業調整の影響等も踏まえ地方最低賃金審議会で審議し柔軟に決定すること。

2. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行の推進

- (1) 育成就労産業分野は、施行までに現行の技能実習制度2号移行対象職種を全て網羅するよう設定し、特定産業分野は、業所管省庁が生産性向上支援策、人材確保支援策を講じてもなお人手不足感の強い分野・業務について順次設定すること。

また、協議会加入要件として日本標準産業分類で業種指定のある分野においては、申請企業の実態に応じて柔軟に対応すること。

- (2) 育成就労外国人の技能評価にあたっては、実技試験において身体の動きを伴う技能検定や育成就労評価試験を活用すること。特定技能1号評価試験を活用する場合は、実技試験は学科試験に属するような簡易な判断等試験に終始するものとせず、業種特性に応じてC B T試験等で対応する場合においても、リアル感をもった試験内容により身体の動きを伴つた業務遂行に資すること。
- (3) 育成就労制度の送出し機関の要件として、国内監理支援機関と密接な関係を有している者は除外すること。
- (4) 外国人の受入れに当たっては、適正な受入れ人数枠を設定すること。
- (5) 各都道府県に地域協議会を設けて地域の意見を所管行政庁に上申できる仕組みを作ること。

3. 中小企業・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

- (1) 中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、雇用保険財政運営を抜本的に見直すこと。
- (2) 「年収の壁」問題により中小企業の労働力確保を妨げることのないよう、中小企業・小規模事業者への支援策を講じるとともに抜本的に制度改革を行うこと。

4. 中小企業・小規模事業者的人材育成・確保・定着対策

- (1) 中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成に伴う支援策を強化・拡充すること。

III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

- (1) 事業継続に必要な金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長、借入金の返済負担の軽減を図るなど、

切れ目のない支援の継続を実施するとともに、各種支援窓口の充実・強化、手続の簡素化を図ること。

- (2) 金利上昇に伴う中小企業・小規模事業者の設備投資の遅れや縮小を防止し、競争力の強化を図るため、経営力向上計画に認定された設備投資にかかる資金調達に対して利子補給制度を創設すること。
- (3) 企業のバランスシートの改善を図る資本性劣後ローンの取組みを強化するため、融資条件・債務返済条件の緩和、及び金利適用の考え方等、要件の見直しを行うこと。
- (4) 大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や債務の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。

2. 中小企業・組合税制の拡充

- (1) 中小法人の法人税率の軽減措置について、税率の異なる引下げと適用所得金額の撤廃を行い、その措置を恒久化すること。併せて、中小企業組合の法人税の軽減税率についても、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえでその措置を恒久化するとともに、企業組合、協業組合も措置の対象とすること。
- (2) 事業承継を円滑に行うための支援制度をさらに充実させるとともに、事業承継税制について、以下の措置を講じること。
 - ① 特例承継計画の提出期限の延長
 - ② 相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長
 - ③ 手続きの簡素化
- (3) 消費税のインボイス制度について、各種経過措置の恒久化や適用期限の延長を行うとともに、簡易課税制度の拡充、消費税と所得税の確定申告期限の統一、法人税と消費税の確定申告期限の延長などの負担軽減に資する十分な支援策を講じ、実態に応じて柔軟な運用とすること。併せて、事業協同組合の共同事業に係る特例を設けること。
- (4) 少額減価償却資産の損金算入制度の特例措置を恒久化するとともに、限度額を大幅に引き上げること。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- (1) 「ものづくり補助金」について、継続・拡充・要件緩和の措置を講じるとともに、申請手続きの簡素化等に加え、フォローアップ支援事業における役割見直しとそれに伴う予算の拡充を図ること。
- (2) 「中小企業省力化投資補助事業」について、要件の拡充及び事業者への対応が迅速にできる体制を強

化すること。

- (3) サプライチェーンの強靭化及び優越的地位の濫用による不公正な取引を防止し、下請取引等の適正化を図るため、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底する策を講じ、厳正かつ迅速な運用を図ること。
 - ① 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請法等の運用強化及び違反行為に対する厳正かつ迅速な対処
 - ② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に基づいた労務費の価格転嫁の推進・徹底
 - ③ パートナーシップ構築宣言の取組みの強化と遵守
- (4) 中小企業・小規模事業者における知的財産権の保護、侵害抑止の強化を図ること。加えて、知財総合支援窓口等のプロポーザルに際しては、価格基準のみならず、受託事業者の業務遂行能力等を十分考慮して選定を行うこと。

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

- (1) 電力・ガスの安定供給とエネルギーコストの負担軽減に必要な対策を強化すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者における省エネルギーの推進を図るため、省エネ関連補助金の継続、拡充を図ること。
- (3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援策を講じること。
- (4) 老朽化した特別高圧受電設備の更新への補助金を創設すること。

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

- (1) 地域に根差した商店街及び商業者が安定的な事業活動と経営課題に取り組むため、地域振興・まちづくりの担い手としての役割を軸に据えた包括的かつ中長期的な地域の商業支援策を講じること。
- (2) 設備投資の増進や各種手数料負担への支援策を強化・拡充すること。

6. サービス業支援の強化・拡充

- (1) 高速道路の利用促進やデジタル・AI技術の導入、共同配送ネットワークの充実等、総合的な物流対策の更なる強化と労働環境への支援を継続して講じること。
- (2) 国内外の幅広い消費喚起策や誘客促進等支援に加えて、インバウンド需要獲得と供給力増進に向けた対応・対策を講じること。

7. 官公需対策の強力な推進

- (1) 自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や発注時期の前倒しを実施するなど、官公需の弾力的な運用の強化をはかるとともに、官公需適格組合等を積極的に活用すること。併せて、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への平常時からの優先発注等のインセンティブ付与を積極的に講じること。

- (2) 物価高に負けない賃上げの実現のため、官公需においても価格転嫁の強化を推進するとともに、国及び地方公共団体など全ての発注機関において適正に運用されるよう周知・指導を徹底すること。
- (3) 予定価格の積算は、原材料費や労務費上昇を適確かつ速やかに反映するとともに、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分を確実に盛り込むなど、予定価格の見直し、受注後の契約金額の変更及び入札参加機会の確保のため、迅速かつ柔軟な対応を図ること。
- (4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報し、積極的な活用に努めるとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額の継続的な見直しを図り、実勢価格に応じたより一層の引上げを行うこと。

大会宣言

本日、中小企業団体の代表は、“つながる ひろげる連携の架け橋”～夢を語ってはしゃぎん祭！轟轟（GoGo）と突き進め～をテーマに、戦後八十年の節目の年に、ここ広島県広島市の広島グリーンアリーナに集い、約三万の中小企業組合等の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

中小企業・小規模事業者の経営は、度重なる自然災害等の発生、国際情勢の混迷、エネルギー・原材料価格の高騰や人件費増加に直面する一方、十分に価格転嫁が進まない中、さらに、人手不足や防衛的賃上げに苦しむなど、極めて厳しい経営状況が続いている。その状況から一刻も早く脱却し、中小企業組合が持続的に成長・発展できるよう、国等に対し、迅速かつ手厚い中小企業経済対策を引き続き要望するとともに、次のスローガンのもと、本大会の各決議事項の早期実現を強く求めるものである。

1. コスト上昇の価格転嫁を迅速かつ完全に促進する経営環境の整備
1. 事業承継並びにスタートアップ支援策の拡充・強化
1. 人材の確保・育成と生産性向上による持続可能な成長支援の拡充
1. 災害に強い地域づくりと自然災害等からの速やかな復旧・復興支援の強化
1. 地域中小企業の実情を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進
1. 中小企業組合等連携組織対策の大幅な拡充
　　本日参集した一同は、厳しい経営環境を克服するために一歩でも力強く前進すべく、中小企業組合等連携組織の強みを最大限に發揮し、積極果敢に行動することを決意する。

右宣言する。

令和7年11月12日

第77回中小企業団体全国大会決議【重点事項】

背景・目的

頻発する自然災害、国際情勢の不透明感、エネルギー・原材料価格の上昇、人件費増加等により引き続き厳しい経営環境にある中、十分な価格競争力が達成されず、物価上昇を上回る負上げや設備投資の厚資確保に苦しむ中でのコスト高、既往債務返済のための資金繰り、後進者不足等、事業の懸念が難局を乗り越え、地域経済を支え続けるには、事業者やそれらが協同して経営資源を補充・強化し、組合等に対する国等に対する国等からの支援、事業者の実態に即したDXやGXの推進、新分野展開や生産性向上の支援等をこれまで以上に行い、持続的な成長と発展、豊かな地域経渃社会の実現を図るための組合等からの生の声を踏まえた本決議事項の実現を図等に強く求めます。

I. 中小企業・小規模事業者等の経営環境変化対応、成長促進支援等の拡充

1. 嘴緊の経営課題の解決に向けた支援の拡充・強化

- (1) 物価高騰の抑制に向けた国王海賊対策の推進、安定制・持続的な成長実現のための総合的な支援策の実施
- (2) 地域経渃の活性化、価格交渉による環境問題の適正化、価格調整機関の設立等による資源の譲渡、健全な経営環境の構築、整備、支援等の拡充・強化
- (3) 施策の活性化による革新、向上を伴う当上昇の確保に向けた環境整備、支援策の強化・拡充
- (4) リサイクルの活性化による資源循環化、下請取引の適正化、下請法の遵守

2. 中小企業・組合等を活用した支援の拡充・強化

- (1) 中小企業組合会活動を通じた事業者との連携強化、取扱い機会の拡大・拡充
- (2) スタートアップの対象として企業組合制度の活用・充実、スタートアップ支援の強化

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 最低賃金制度の適切な運用・在り方

- (1) 最低賃金は中央・地方最低賃金審議会での三要素の第一基準により決定
- (2) 地方最低賃金審議会での審議は隣接地域の事情等に配慮せず、地域の実態や事業者の支払能力を踏まえて決定
- (3) 最低賃金の実効日は地方最低賃金審議会で審議し柔軟に決定

2. 外国人技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行

- (1) 育成就労事業者数は現行の技能実習制度2号移行対象者を継続し、特許実習分野等に生産性向上支援等を講じて立ちなお人手不足の底分野・専門を認定
- (2) 技能実習には身体の動きを伴う実技試験の活用・持続技術能1号評議会の実行
- (3) 国内監理支援機関と密接な連携を有する送り出し機関の除外
- (4) 日本人の雇用を妨げない外国人の選正は受け入れ・登録の認定
- (5) 地域間議会協議による所管行政庁へ上申できる仕組みの構築

III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

- (1) 事業者に貢献する金融支援の拡充、条件緩和、借入金の手続簡便化、切れ目のない支援の実現と予算の拡充
- (2) 「省力化技術助成金」の要件緩和、判定の迅速化
- (3) 「本性劣後ローン」の改組み強化のための要件の見直し
- (4) 多重債務整理制度のための君子窟の見直しや高額化・資金の減免、商工中金・日本政策金融公庫等が債務元等に足りない場合の措置

2. 中小企業・組合税制の拡充

- (1) 物件・法人の安定供給とエネルギーコストの削減による税額控除、組合等による税額控除の延長、特例措置の延長
- (2) 事業者に貢献する金融支援の拡充、組合等による税額控除の延長
- (3) カード式ニコートラ認定に則して取扱いが困難な支税措置
- (4) 老朽化した特例措置による税額控除の更新の認定

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- (1) 「ものづくり」の強化・創出、平野の開拓、田舎手軽化、組合等による税額控除の充実と予算の拡充
- (2) 「省力化技術助成金」の要件緩和、判定の迅速化
- (3) 「本性劣後ローン」の改組み強化のための要件の見直し
- (4) 中小企業・小規模事業者0円融資制度の改定、低利率化
- (5) 地域間議会協議による所管行政庁へ上申できる仕組みの構築

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

- (1) 「省力・省の安定供給とエネルギーコストの削減による税額控除、組合等による税額控除の充実と予算の拡充
- (2) 「省力化技術助成金」の要件緩和、判定の迅速化
- (3) カード式ニコートラ認定に則して取扱いが困難な支税措置
- (4) 老朽化した特例措置による税額控除の更新の認定

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

- (1) 面倒街・商業街を活性化するための税額控除の充実と予算の拡充
- (2) 税額控除の充実化
- (3) インバウンド客の対応と地域活性化の促進
- (4) 少額貸付制度の充実

6. サービス業支援の強化・拡充

- (1) 高速道路利用促進、デジタルA.I技術の導入、共同配送等による効率化
- (2) 「年取の壁」に対する支援策の充実・制度の抜本的な見直し

7. 官公需対策の強力な推進

- (1) 自然災害の復旧・復興の緊急動員体制、前倒し発注の実施など官公需連絡会等の連絡体制の充実
- (2) 地方公需等の平時における機械先発注・イニシアチブ型交付
- (3) 地域内外の需要に沿った機械起運、誘客促進等の推進、効率化と供給力增强による見直し、効率化
- (4) 人材の確保、育成に伴う支援策の強化・充実

8. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

9. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

10. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

11. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

12. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

13. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

14. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

15. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

16. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

17. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

18. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

19. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

20. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

21. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

22. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

23. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

24. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

25. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

26. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

27. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

28. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

29. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

30. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

31. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

32. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

33. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

34. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

35. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

36. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

37. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

38. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

39. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

40. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

41. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

42. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

43. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

44. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

45. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

46. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

47. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

48. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

49. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

50. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

51. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

52. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

53. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

54. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

55. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

56. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

57. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

58. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

59. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

60. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

61. 第77回中小企業団体全国大会の開催

- (1) 約3万の中小企業組合等、約219万の組合等所轄中小企業団体中央会
- (2) 全国中小企業回体中央会

クローズアップ

第77回中小企業団体全国大会 受賞者(茨城県関係)紹介

第77回中小企業団体全国大会において、優良組合（38組合）、組合功労者（73名）、中央会優秀事務局専従者（25名）の表彰が行われ、本県から優良組合として3組合、組合功労者1人が受賞されました。おめでとうございます。

<p>【優良組合】</p> <p>～組合員の経済的地位向上と社会貢献に寄与～</p> <p>鹿嶋市建設業協同組合</p> <p>理事長 菅谷 明良</p> <p>設立年月日 昭和 50 年 1 月 10 日</p> <p>組合員数 43 人</p> <p>地域住民の生活や産業を支える旧鹿島町（現鹿嶋市）の建設業者で設立し、各種共同事業を通じて組合員の経済的地位の向上に貢献。平成 18 年には鹿嶋市と災害時の応急措置に関する協定書を締結し、平成 23 年の東日本大震災時に復旧活動を精力的に行なった。また、鹿嶋市の海岸や道路の清掃活動など社会貢献活動を積極的に行ってている。</p>	<p>【優良組合】</p> <p>～組合員の経営力・技術向上に寄与～</p> <p>茨城県自動車車体整備協同組合</p> <p>理事長 根本 裕一</p> <p>設立年月日 昭和 57 年 9 月 10 日</p> <p>組合員数 191 人</p> <p>茨城県内の自動車車体整備事業者で設立し、機械工具や資材などの共同購買等、各種事業を通じて組合員の経営力向上に寄与。また、組合員の優良認定工場等の取得を推進するほか、最新の自動車の整備に対応するための研修会等を積極的に行ない、組合員の技術力向上を図っている。</p>
<p>【優良組合】</p> <p>～県内管工事業界の振興発展に向けて各種事業を実施～</p> <p>茨城県管工事業協同組合連合会</p> <p>理事長 石田 賢司</p> <p>設立年月日 昭和 51 年 9 月 10 日</p> <p>組合員数 26 組合</p> <p>茨城県内管工事業界の発展を図るため、管工事業者を組合員とする協同組合で設立。会員組合の組合員の技術者向けに資格取得に係る研修会を開催するなど技術力向上に貢献。また、令和6年1月の能登半島地震に係る給配水管の災害復旧工事に組合員等を派遣した。</p>	<p>【組合功労者】</p> <p>～県内管工事業界の振興発展に向けて各種事業を実施～</p> <p>石津健光(茨城県建設業協同組合理事長)</p> <p>役員勤続年数 23 年</p> <p>組合員企業の経営リスクに備えるための共済事業や組合員の経営安定に向けた転貸事業等を推進し、県内建設業界の発展に貢献。また、自身が会長を務める（一社）茨城県建設業協会と連携し、組合員に「県内公共工事一斉休工日」の実施徹底を呼び掛け、週休2日制を推進するなど業界の働き方改革に貢献した。</p>

あなたのチャレンジを 応援します! 企業とともに未来へ



LINEはこちら! ▶



最新情報や経営支援などの情報を配信中!

右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、友だち登録をお願いします。

ホームページ
はこちら!



茨城県信用保証協会



本店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811

茨城県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



限りない繁栄のために…
リスクマネジメントは万全ですか?

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132
<https://www.taiju-life.co.jp/>

- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

中央会ニュースダイジェスト

中央会では、毎週月曜日（休刊日の場合は翌日）、茨城新聞の経済面に、「中央会ニュース」を掲載し、会員組合等や中央会の事業内容、中小企業や組合等の経営・運営に資する情報を発信しています。

本コーナーでは、「中央会ニュース」に掲載した内容の一部を紹介します。

【組合等】

創立 40 周年記念式典 地域社会に貢献を

県南管工事協同組合

県南管工事協同組合（武田浩明理事長）の創立 40 周年記念式典が 10 月 18 日、龍ヶ崎市内で組合員、来賓、関係者など約 60 人が出席して開かれた。

武田理事長は、組合設立から今日までの経過を説明するとともに、歴代理事長や組合員、関係機関に謝意を示した後「社会インフラの老朽化対策、災害時の対応力強化など管工事業者に求められる役割は大きくなっている。40 周年を機に、これまで以上に組合員が一丸となり、ライフラインの維持発展に努め、安全・安心な暮らしを守り、地域社会に貢献していきたい」とあいさつした。

同組合が実施している共同購買事業および共同受託事業の実績優秀組合員、歴代理事長、永年勤続事務局職員に表彰が行われた後、祝宴に入った。

同組合は、1965 年に設立した県南管工事組合を母体とし、85 年 2 月に龍ヶ崎市、旧牛久町、旧藤代町の水道指定工事店 29 社により設立。89 年に取手市、2012 年に利根町にも地区を拡大し、現在の組合員は 50 社。止水栓や量水器ボックスの共同購買事業、漏水等の緊急修繕工事の共同受託事業などの事業を実施している。また、24 年 2 月、石川県能登半島地震の災害復旧活動に参加するなど社会や地域への貢献活動にも積極的に取り組んでいる。



1 都 8 県電気工事青年部会

水戸で会員大会を開催

茨城県電気工事業工業組合青年部会

関東電気工事青年部連合会

茨城県電気工事業工業組合（石川重信理事長）の青年経営者・後継者等で組織する同組合青年部会（秋山隼人部会長）が主管し、関東電気工事青年部連合会（勝亦安友会長）主催の「関東電気工事青年部連合会第 14 回会員大会」が 10 月 25 日、水戸市内で開催された。1 都 8 県の電気工事業工業組合の青年部会の会員や O.B.、来賓など約 200 人が参加した。

同大会は、組合青年部活動の活性化、組織強化等を図ることを目的に毎年開催している。各都県が持ち回りで開催し、本年は「ツナグ～ひと・まち・しごとを電気で明るく」を大会テーマとして、本県が開催県となった。

勝亦会長は、全国的にまた各都県の青年部会会員が減少傾向にあることに対し「青年部活動、業界の発展のため『関東はひとつ』のスローガンのもと各都県の青年部が一丸となって加入促進に取り組んでいこう」と呼びかけた。また、秋山部会長は、茨城県での開催に歓迎と謝意を示した上で「業界、各社の課題は山積しているが、青年部会のつながりを強化していくべき解決策のヒントを得ることができる」と開催地青年部としてあいさつした。

多数出席した来賓からの祝辞、本年度の事業計画を発表した後、次回開催県の山梨県への引継ぎが行われた。その後、懇親会が開かれ、参加者は活発に情報交換し交流を深めた。



いばらきストーンフェスティバル 2025 開催 県産石材の魅力を発信

茨城県石材業協同組合連合会

茨城県石材業協同組合連合会（長谷川正一会長）主催の「いばらきストーンフェスティバル 2025」が 11 月 1 日から 3 日までの 3 日間、笠間市赤坂の大池公園で

中央会ニュースダイジェスト

開催された。

同連合会は、稻田石材商工業協同組合（友常千秋理事長）、羽黒石材商工業協同組合（長谷川正一理事長）、真壁石材協同組合（林清理事長）の3組合で構成。笠間市・桜川市・石岡市で産出される茨城県産石材「稻田石」「真壁石」「羽黒青糠目石」「やさとみかげ」「坂戸石」の魅力を広め、県内石材産業の振興を図ることを目的に開催された。

フェスティバルでは、3組合の組合員企業などが出展し、石材製品の展示販売。石匠による石割りや石積み、石燈籠づくりの実演、石山見学ツアー、子どもも向けミニ燈籠づくりや御影石彫刻体験などのイベントも実施し、多くの来場者で賑わった。

同連合会では、本年度、石材産地振興と会員企業の取引力強化を目的に茨城県中小企業団体中央会から補助を受け、本フェスティバルに合わせてリーフレットおよびポスターを制作＝写真。会場内にポスターを掲示、来場者にリーフレットを配布した。今後、県内各所にポスター、リーフレットを備え置く。



「笠間焼秋市」作家・窯元など70者出展 笠間焼協同組合

笠間焼協同組合（大津廣司理事長）主催の「笠間焼秋市」が10月31日から11月3日の4日間、笠間市の笠間芸術の森公園イベント広場で開かれた。

同組合では、春に笠間焼の一大イベント「陶炎祭」を開催しているが、陶産地・笠間の魅力をさらに広く発信するため、昨年から「秋市」を開催し、今回が2回目の開催。

笠間焼の作家や窯元、販売店など約70者が出来、陶器を展示販売し、県内外から訪れた来場者は、各テ

ントを巡り、好みの陶器を買い求めていた。

大津理事長は「本年も笠間焼秋市に、多くの皆さまにお越しいただき感謝している。笠間焼の魅力をさらに周知するためにも今後も秋市を継続していきたい」と話した。



名古屋で全国フォーラム

茨城県中小企業レディース中央会
全国レディース中央会

全国中小企業団体中央会（森洋会長）と全国レディース中央会（吉田陽子会長）主催の「レディース中央会全国フォーラム in あいち」が10月29日、愛知県名古屋市内で開催された。28都府県のレディース中央会会員の女性経営者など約250人が参加。茨城県中小企業レディース中央会からは柴沼啓子会長ら5人が参加した。

同フォーラムは、組合女性部等の特色ある取り組みや中小企業女性経営者の活躍事例紹介、意見交換、研究討議等による相互研鑽を図ることを目的に毎年、開催している。

吉田会長は「絆を深める交流の場として、日頃感じている想いを共有し、皆様の笑顔溢れる有意義な時間としてほしい」とあいさつした。

フォーラムでは、基調講演の後、「地域の特色ある産業や取り組み（お国自慢）」をテーマにグループディスカッションが行われ、活発な意見交換が行われた。



中央会ニュースダイジェスト

販路開拓へ 道の駅でテストマーケティング いばらき竹林整備企業組合

いばらき竹林整備企業組合（綿引悦朗理事長）は、11月2日、常陸大宮市の道の駅常陸大宮～かわプラザ～で開かれた茨城県よろず支援拠点主催の「テストマーケティング会」に出展した。

同会は、県内中小企業等が開発した新商品や新サービスの本格的な事業化に向けテストマーケティングを行い、市場の反応や顧客ニーズを把握することを目的に開催。

同組合は、竹林所有者等からの依頼で竹を伐採し、これをチップ化・パウダー化した土壌改良材や飼料原料等を販売している。この土壌改良剤を使用した水田で栽培した稲は倒伏しにくくなり、竹チップ・パウダーを混合した飼料は、食欲増進効果があると言われている。

同組合は、販路拡大のため同会に出展し、竹パウダーの土壌改良材を使用して育てられた米のおにぎりなどを提供。来場者から意見や感想を受けた。

綿引理事長は「来場者の反応やニーズを今後の商品開発や販路拡大につなげたい」と語った。

【中央会等】

改正下請法説明会開催

茨城県中小企業団体中央会は、10月15日、「改正下請法説明会」を水戸市内の会場とオンラインの複合型で開催し、会員組合の関係者ら約40人が参加した。

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、事業者は、賃上げの原資を確保する必要がある。また、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を実現していくことが重要である。そのような中、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押し付ける商習慣を一掃していくことで取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めいくため「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」が改正され、2026年1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」が施行されることから、改正内容を正しく理解することを目的に説明会を開催した。

説明会では、公正取引委員会の取引研究官が下請法改正の背景・趣旨を説明した後、適用対象取引、委託事業者の義務や禁止行為など改正の内容や対応方法等を解説した。



中小企業組合まつり in TOKYO 県内産品・観光を PR

東京都中小企業団体中央会主催の「～技と食の祭典！～組合まつり in TOKYO」が10月29日・30日の2日間、東京国際フォーラムで開かれた。

同まつりは、東京都はもとより、全国の中小企業組合の知名度アップや魅力の発信、組合および組合員の商品の展示・販売を通じた販路の拡大することを目的に毎年、開催されている。

同まつりには約140の組合等が出展し、茨城県中小企業団体中央会は、茨城県酒類工業協同組合、茨城県納豆商工業協同組合、茨城中央ほしいも協同組合、笠間焼協同組合の周知と組合員の商品を展示販売した。また、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合の組合員宿泊施設の案内をしたほか、同組合青年部員6人で結成した昭和歌謡ユニット「いばらき若旦那」のプロモーションビデオをブース内で放映、CD販売を通して同組合を周知した。各組合の組合員らも参加し、来場者に組合および組合員の商品等の特長を説明するなど魅力を発信した。





茨城県電気工事業工業組合

理事長 石川重信

副理事長 浅野和郎

副理事長 秋山啓市

専務理事 笠倉勉

常務理事 園部昌人

常務理事 細谷文雄

常務理事 福村義和

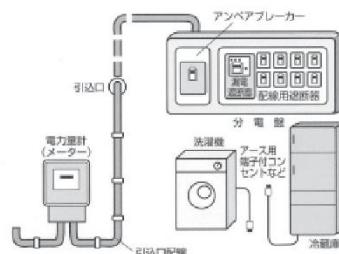
〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号

TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134

Eメールアドレス : ibaden@ibaraki-denkouso.com

ホームページアドレス : http://www.ibaraki-denkouso.com/

調査員が電気をサポート



電気の安全を通して、
地域に貢献する

茨城電気安全サービス

車検・定期点検

は国の認証を受けた 整備工場へ!!



この看板
が目印です！



茨城県自動車整備商工組合
一般 茨城県自動車整備振興会

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5
TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667

URL: <https://www.seibi.or.jp>
E-mail: ibaraki@seibi.or.jp

国・県・関係機関等からのお知らせ

茨城県地方就職学生支援事業(補助金)のご案内

茨城県労働政策課

茨城県では、大学生等の UIJ ターン就職を促進するため、都内に本部がある大学・大学院の東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）のキャンパスに在学した学生が茨城県内の企業に就職し、本事業を実施している県内市町村に移住した場合、就職活動に要した交通費及び引越しに要した費用（移転費）を補助します。

①交通費補助

茨城県内への就職活動等に参加するために要した交通費として 4,260 円（上限）を支援

②移転費補助

茨城県へ移住する際に要した引越し費用として実費を支援

※移住に要した最低限の実費であることが証明できない場合は、実費又は 66,000 円のいずれか低い金額が上限

☆本事業は移住（予定）先市町村が事業を実施している場合に活用することが可能です。

要件等の詳細は以下ホームページを参照。

▼問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

☎029-301-3645

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/uij/tihousyuusyokugakusei.html>

賃上げ・最低賃金対応の支援情報をまとめた特設サイトを開設しました

中小企業庁

中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の皆さまが賃上げ・最低賃金対応をしながら、新製品開発、新設備の導入、販路開拓、従業員の処遇改善や人材確保の取組をすることを応援するため、国の支援制度をまとめた「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を開設しました。

補助金・助成金（IT・設備投資支援に関する補助金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等）、税制優遇（賃上げ促進税制）、相談窓口（よろず支援拠点、働き方改革推進支援センター等）といった、自社に合った支援策をすぐに見つけられることを目指しました。

<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

中小企業庁事業環境部企画課

茨城(水戸)地域の情報交換会開催について

外国人技能実習機構東京事務所水戸支所

JITCO 実習支援部東京駐在事務室では、茨城県内の監理団体および実習実施者など（企業単独型含む）の皆様を対象に、技能実習の適正運用や情報共有を目的とした「情報交換会」を開催いたします。

本情報交換会では、外国人技能実習機構東京事務所水戸支所認定課および指導課から講師をお招きし、「認定申請書類作成時の留意点」「実地検査結果・違反事例からみる実習実施・監理上の留意点」などについて講義していただきます。

定員に達し次第応募は締め切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

▼日時 2026年1月23日（金）

14:00～16:30

▼場所 ザ・ヒロサワシティ会館

分館2階 集合室10号

（水戸市千波町東久保697）

▼形式 会場（対面）開催

▼対象 茨城県内の監理団体、実習実施者等（企業単独型含む）

▼定員 60名（先着順）→大好評につき100名に変更

▼参加費 無料

▼内容

・ JITCO から説明

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）実習支援部東京駐在事務室室長

・認定申請書類の留意点について

外国人技能実習機構（OTIT）東京事務所水戸支所認定課担当者

・実地検査結果・違反事例からみる実習実施・監理上の留意点

外国人技能実習機構（OTIT）東京事務所水戸支所指導課担当者

・質疑応答

▼申込期間 2025年10月29日～2026年1月9日

▼申込 URL <https://e-ve.event-form.jp/event/117472/KQ63qUaRvC02>

※茨城県内 JITCO 賛助会員の皆様は、ホームページからの

申込みは不要（1人分）。参加人数、参加者の氏名を JITCO からのメールで返信。

詳細は以下ホームページを参照。

▼問合せ先

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）実習支援部業務課

☎03-4306-1189

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/42113/>

国・県・関係機関等からのお知らせ

「地域賃上げ加算支援コース」の受付を開始しました！

茨城県労働政策課

茨城県では、最低賃金を含む賃上げを行う事業者向けの支援策を各種実施しております。

いばらき賃上げ加算支援金（賃上げ加算支援コース）の受付を2025年11月13日から開始しましたので、その概要を案内します。

併せて、いばらき賃上げ支援金（賃上げ支援コース）の概要も案内します。

【いばらき賃上げ加算支援金（賃上げ加算支援コース）】

▼給付金の支給額

- 正規労働者1人当たり 5千円
- 非正規労働者1人当たり 3千円

▼支給対象者

- 県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

※公益法人、協同組合、個人事業主等（労働者を1人以上雇用しているものに限る）も含む。

▼支給要件

①賃上げの対象時期

2025年4月1日から2026年10月12日まで

※申請は1事業者につき1度となります。

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規労働者。

③賃上げ額

(ア) 対象時期において、1時間当たりの賃金が

- 1,068円以下の労働者の賃金を1,074円以上に引き上げること
- 引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

(イ) 引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

▼受付期間

2025年11月13日（木）～2026年1月30日（金）

☆本制度の詳細、申込み方法等は、以下ホームページを参照
<https://chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp/kasanshien/>

【いばらき賃上げ支援金（賃上げ支援コース）】

▼給付金の支給額

- 正規労働者1人当たり 5万円
 - 非正規労働者1人当たり 3万円
- （1事業所当たり最大50万円）

▼支給対象者

- 県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

※公益法人、協同組合、個人事業主等（労働者を1人以上雇用しているものに限る）も含む。

▼支給要件

①賃上げの対象時期

2025年4月1日から2026年10月11日まで

※申請は1事業者につき1度となります。

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規労働者。

③賃上げ額

(ア) 対象時期において、1時間当たりの賃金が

- 「最低賃金+5円」

※以内の労働者の賃金が35円以上引上げること

※茨城県最低賃金1,005円（2024年10月1日発行）
+5円=1,010円

(イ) 引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

▼受付期間

2025年6月2日（月）～2026年1月30日（金）

☆本制度の詳細、申込み方法等は、以下ホームページを参照。

<https://chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp/kasanshien/>

▼問合せ先（両支援金共通）

いばらき賃上げ支援事業事務局

水戸市城南2-10-6 ガーデン水戸1階

☎050-3385-8075

（受付時間9:00～17:00（土・日・祝日を除く））

茨城県産業戦略部労働政策課

☎029-301-3635

中小企業の積極的な設備投資を後押しするため「イノベーション投資促進融資」を新設しました！

茨城県産業政策課

茨城県では、令和7年10月1日より、省力化投資や生産性向上を目的とした積極的な設備投資を後押しするため、「設備投資支援融資」を改正し、「イノベーション投資促進融資」を新設しました。

変更点は以下のとおりです。

○制度名を「設備投資支援融資」から「イノベーション投資促進融資」に変更

○融資対象を「小規模企業者」から「中小企業者」に拡大

○融資期間を「最長10年」から「最長15年」に延長

▼融資対象

経営の安定・合理化や省力化・生産性向上等に必要な設備資金

▼融資限度額

設備資金：1億円

▼融資期間

15年以内（うち据置3年以内）

▼融資金利

年1.5%～2.0%

▼信用保証料

年0.45%～1.9%※

2026年3月31日まで、表示の保証料率から0.1%引下げ。（一部の場合を除く。）

※引下げ後の保証料から2割を県が補助します。

▼申込窓口

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kinyu/shosei/yushi/innovation.html>

▼問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課

☎029-301-3530

**お客様第一をモットーに
安定した LP ガスの供給に努めています**

勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL <https://g-katuta.com>

E-mail katuta-gas@g-katuta.com



日運協

日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅 隆



お任せ下さい
安全・確実・迅速
輸送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿 1945-1

電話 029-282-7121(代)
FAX 029-282-7119
E-mail nitiunkyo@mito.ne.jp
URL <http://www.mito.ne.jp/~nitiunkyo/>

月次景況調査結果 -2025年10月期-

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約2,600名に委嘱（茨城県は50名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025年10月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表していますのでご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/13118/>

本県の月次景況調査の報告内容は、以下の当会HPをご覧ください。

<https://www.ibarakiken.or.jp/report.html>

製造業

◇菓子(青森県)

原材料の値上げが一段と進み経営状況は厳しい。売上については現状を維持。年末に向け、卵の値上がり、イチゴ・米の不足が予測され厳しい。また賃上げによる経営難も予想される。

◇縫製(福島県)

夏が長く、秋が短いため、秋物が全く売れない状況。このような状況のため、工賃の値上げ交渉は難しい。

◇木材(三重県)

建築基準法改正による建築確認業務の停滞も正常化してきているが、国産材製品の荷動きも低調で人件費や配送料等のコスト高騰等もあり、依然として厳しい経営環境が続いている。

◇紙加工品(岐阜県)

最低賃金が引上げられたことにより、年収の壁に直面するパート従業員が増加し、12月の操業が厳しい。

◇印刷(新潟県)

物価上昇によりコストが上がっているが、印刷業に関しての価格転嫁は遅れている。さらに人件費を上げなければならず、価格転嫁が急務となっている。

◇プラスチック(奈良県)

米国関税の影響が不透明ななか輸出関連や自動車関連では出荷抑制の動きがみられる。さらに人手確保のため賃上げが求められる一方で、自動車産業からは逆に値下げ要請が寄せられている。

◇碎石(北海道)

販売価格の上昇は見られるものの、燃料費、運賃及び人件費等のコストが依然として高くなっていることから、収益の好転には至っていない。

◇金属製品(和歌山県)

長年の技術と職人力を持つ一方で、設備更新や人材確保の遅れが課題となっている中小企業が多く、後継者不足や人手不足が深刻である。

◇めつき(愛知県)

売上増加と不变は同数であったが、自動車では価格転嫁どころかコストダウン要請が再開しており、今後を不安視する組合員が多い。

◇電気機械器具(山梨県)

前年同月と比べ売上は▲15%、景況感は▲20%となった。半導体業界全体では低迷が続き、先行きの見通しも厳しく、来年以降も回復は難しいとの声が多い。

◇鉄道車両・同部品(山口県)

最低賃金の激しい上昇による人件費や原材料費・電気料等の高騰及び借入金の金利上昇もあり、収益面で厳しい状況が続く見通しである。

◇漆器(石川県)

米国関税の影響で先行きが不透明である。輪島塗の生産活動も徐々に戻ってきているが、新規受注は減少傾向で、原材料は高騰している。

非製造業

◇各種商品卸(群馬県)

製紙各社による価格改定が実施され、仕入価格の上昇が続いている。コスト上昇分を十分に転嫁できず、増収減益となっており、採算性の確保が喫緊の課題となっている。

◇野菜卸(山形県)

新米の流通が始まったが、高値傾向に加え生活必需品の値上げも続き、消費者の節約志向は依然として根強く、消費喚起にはつながっていない。

◇商店街(宮城県)

物価高と人手不足に追い打ちをかけるような度重なる値上げに対し、特に飲食店から嘆きの声が上がっている。

◇建物管理(山形県)

最低賃金大幅UPへの対応準備に加え、慢性的な人手不足が重なり、依然として景況は厳しい。また、価格転嫁交渉においては、一定の理解は示されているものの、厳しい交渉が続いている。

◇旅館ホテル(長野県)

外国人観光客の増加により宿泊客等も増加。光熱費や諸経費の値上がりにより宿泊料金は値上げ傾向。常連客との兼ね合いで、据え置きしているような旅館等の収益状況は良くない。

◇鉄構造物(岐阜県)

建設会社は人手不足によりこれ以上の案件は受注出来ないと言わわれているのに対し、下請である我々の業種は需要が足りないという極めてアンバランスな状態が続いている。

◇電気工事(富山県)

材料費、人件費等コスト増加分も見積りに転嫁されているが、今後更なる材料費の値上げが見込まれ、労働力不足の中、働き方改革などにより、収益悪化が懸念される。

◇管工事(鹿児島県)

今年度上半期の住宅着工戸数が前年度マイナス26.5%と落ち込みが激しい。過去最低だった昨年度の戸数を下回ると予想されることから、引き続き厳しい経営を強いられるものと予想される。

◇貨物運送(大阪府)

資材業者からの値上げ交渉があり、来期には資材価格の値上がりは必定となった。引越料金の更なる価格転嫁が必要となるが、果たして消費者に受け入れてもらえるか不安である。

◇質(神奈川県)

貴金属価格が史上最高となったが、買取店の増加で、質屋へ売る人は少なくなっている。ただ、質草としてはその価値が上がったので、融資額も上がり、質屋の売上上昇に結び付いている。

月次景況調査結果 -2025年10月期-

10月の景況DIは先月に引き続き製造業・非製造業ともに小幅改善。

製造業では、引き続き原材料価格の高騰に加え、人件費増加への不安が高まっている状況にあるが、米国関税措置による悪影響への不安感が落ち着きつつあることを背景に、先月に引き続き景況感は多くの業種で改善となった。

非製造業においても、引き続き堅調な建設需要、インバウンド需要に支えられ、多くの業種で改善となった。しかしながら、原材料・エネルギー価格の上昇、地域別最低賃金の大幅な引き上げによる人件費の増加等に対し、将来的な収益面への悪影響を不安視する声が数多く寄せられており、今後の景況感は一進一退の状況となっている。

全指標の前年同月比DIの推移（直近1年間）

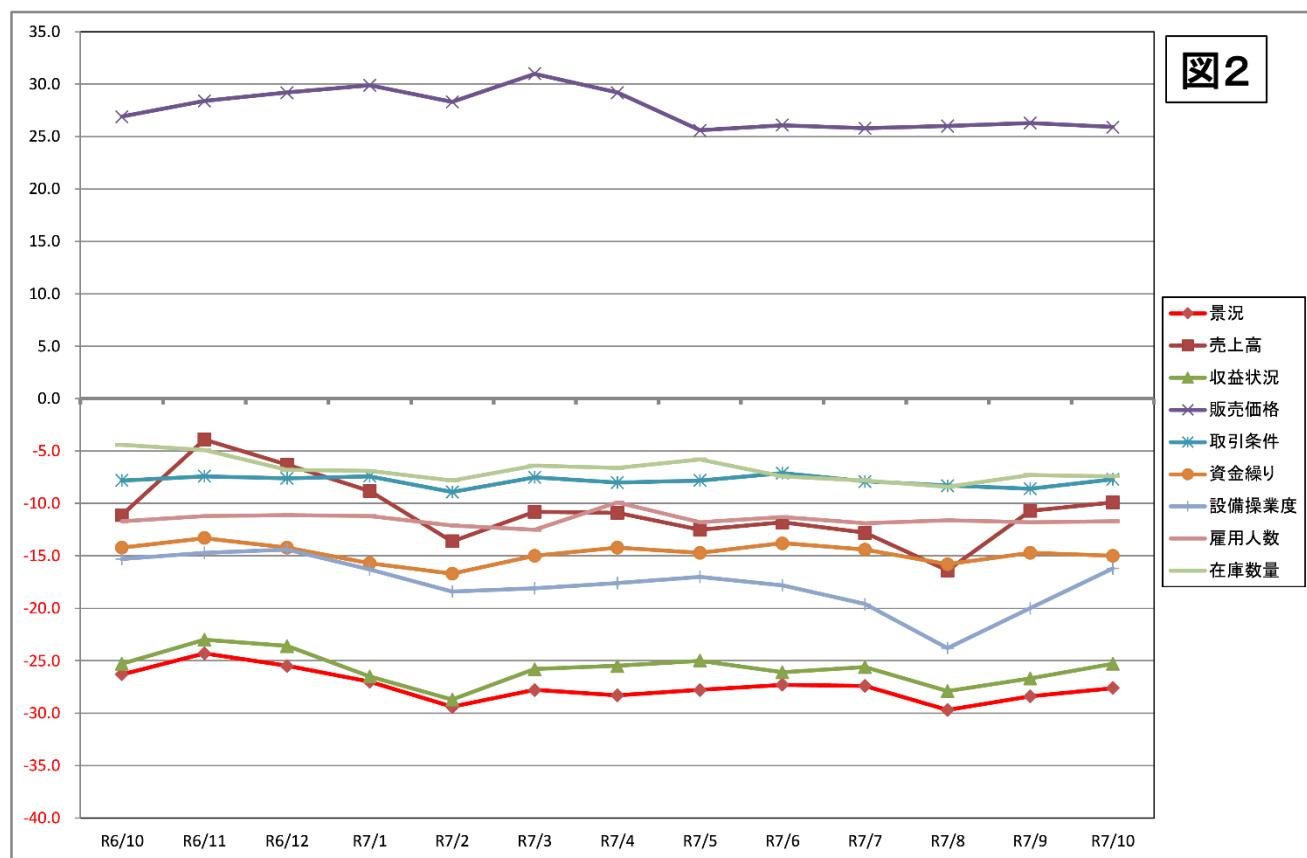


表1

	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	前月比
景況	-26.3	-24.3	-25.5	-27.0	-29.4	-27.8	-28.3	-27.8	-27.3	-27.4	-29.7	-28.4	-27.6	0.8
売上高	-11.1	-3.9	-6.3	-8.8	-13.6	-10.8	-10.9	-12.5	-11.8	-12.8	-16.4	-10.7	-9.9	0.8
収益状況	-25.3	-23.0	-23.6	-26.5	-28.7	-25.8	-25.5	-25.0	-26.1	-25.6	-27.9	-26.7	-25.3	1.4
販売価格	26.9	28.4	29.2	29.9	28.3	31.0	29.2	25.6	26.1	25.8	26.0	26.3	25.9	-0.4
取引条件	-7.8	-7.4	-7.6	-7.4	-8.9	-7.5	-8.0	-7.8	-7.1	-7.9	-8.3	-8.6	-7.7	0.9
資金繰り	-14.2	-13.3	-14.2	-15.7	-16.7	-15.0	-14.2	-14.7	-13.8	-14.4	-15.8	-14.7	-15.0	-0.3
設備操業度	-15.3	-14.7	-14.4	-16.3	-18.4	-18.1	-17.6	-17.0	-17.8	-19.6	-23.8	-20.0	-16.2	3.8
雇用人員	-11.7	-11.2	-11.1	-11.2	-12.1	-12.5	-9.9	-11.8	-11.3	-11.9	-11.6	-11.8	-11.7	0.1
在庫数量	-4.4	-4.9	-6.8	-6.9	-7.8	-6.4	-6.6	-5.8	-7.4	-7.8	-8.4	-7.3	-7.4	-0.1

「新しい林業」に向って意欲と能力を発揮する



美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷺子46-1

電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043

URL <https://miwamoku.net> E-mail info@miwamoku.net

茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35

TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444

URL <https://i-tekko.jp>

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。
ライフスタイルや用途変更に合わせ長く利用
できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は



(元受)：全日本火災共済協同組合連合会
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8階

TEL 029-224-0610

FAX 029-231-3704

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
**安心の材料を
ご提供します。**

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧下さい
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

- ① 経営者のための**退職金制度**
- ② 掛金は**全額所得控除**
- ③ 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

●月々の掛金は
1,000円から

●契約者貸し付けの
利用が可能

●共済金の受給権は
差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- ① **掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円**まで貸付け
- ② **貸付条件は
無担保・無保証人**
- ③ **掛金は税法上**損金** (法人)または
必要経費 (個人事業) に**

加入後の一歩手続きも**オンライン**で可能。

制度の詳しい内容は**2次元コード**又は
ホームページからご確認ください。

[小規模企業共済](#)

[小規模共済](#)

検索

[経営セーフティ共済](#)

[経営セーフティ共済](#)

検索



2024.9

茨城県中小企業団体中央会 会員・賛助会員の皆様 団体扱保険制度・各種共済制度のご案内

中央会では、会員及び賛助会員、並びに所属する事業所等の皆さまの福利向上、経費削減等のため、団体扱による保険制度（生命保険・損害保険）を設けております。中央会のスケールメリットにより、一般扱よりも割安な保険料でご加入いただけます。以下の取扱保険会社と類似の補償内容の保険を契約されている場合には、本制度に切り替えることも可能です。

また（独）中小企業基盤整備機構、（独）勤労者退職金共済機構が実施する共済制度の委託団体として申込書類受付等の業務も行っております。お気軽にご相談、お問合せください。

大樹生命

あいおい
ニッセイ
同和損保

共栄火災

損保
ジャパン

東京海上
日動

三井住友
海上

① 団体扱生命保険制度 (月 払)

オーナーズ
パートナーズ 

組合・組合員・従業員を契約者とする**生命保険**です。

大樹生命

オーナーズプラン
[法人または個人事業主]
パートナーズプラン
[役職員(個人)]

② 業務災害補償制度



労災事故に関わる幅広い補償制度です。
従業員の就業中のケガに対する補償
(死亡・後遺障害、入院、通院)に加えて、
労働災害における事業者側の賠償責任
(使用者賠償責任)についても補償します。

あいおいニッセイ

業務災害補償プラン

共 栄 火 災

業務災害補償制度

損保ジャパン

業務災害補償制度

東京海上日動

経営ダブルアシスト

三井住友海上

ビジネスJネクスト

③ 取引信用保険制度



お取引先の倒産等により
売掛債権が回収できず、損害を被った場合に
その損害の一定割合を補償する制度です。

損保ジャパン

取 引 上 手

東京海上日動

貸 倒 補 償 制 度

④ ビジネス総合保険制度



「損害賠償責任に関する補償（PL賠償、リコール、情報漏えい、施設賠償、業務遂行賠償等）」、「事業休業に関する補償」、「財物・工事に関わる補償」など、**事業活動を行う中で発生する様々なリスクを包括して補償**します。

あいおいニッセイ

ビジネス総合保険制度

損保ジャパン

ビジネス総合保険制度

東京海上日動

超ビジネスアシスト

三井住友海上

ビジネス総合保険制度

⑤ サイバー保険制度



社会環境・法制の変化等により、事業者は常に情報漏えいリスクにさらされています。
本制度は、**内外を問わない情報漏えい事故への補償**をします。

あいおいニッセイ

サイバー保険制度

損保ジャパン

情報セキュリティサポート
保険制度

東京海上日動

サイバー保険制度

三井住友海上

サイバー保険制度

制度名をクリックすると各制度の
概要をご覧いただけます。

お問合せは、電話・FAX(裏面)・

お問合せフォーム をご利用ください。



⑥ 中小企業海外PL保険制度



海外PL保険制度は、輸出した製品により海外で生じた対人・対物事故によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。

損保ジャパン	海外PL保険制度
東京海上日動	海外PL保険制度
三井住友海上	海外PL保険制度

⑦ 所得補償制度



病気やケガで働けなくなった際の所得の減少を補償します。
長期休業補償(GLTD)および介護補償もご用意しております。

あいおいニッセイ	所得補償プラン
損保ジャパン	休業補償制度
東京海上日動	休業補償プラン
三井住友海上	所得補償プラン

制度名をクリックすると

各制度の概要をご覧いただけます。

お問合せは、電話、FAX（下欄）または

お問合せフォーム をご利用ください。



FAX送付状

※切り取らずにこのままお送りください。後日、お電話いたします。

送付先 茨城県中小企業団体中央会 総務課 行

FAX:029-224-6446 TEL:029-224-8030

ご連絡先	貴団体名・事業所名																					
	ご住所																					
	電話番号	ご担当者名																				
お知りになりたい制度に○をつけてください。➡												①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
お問い合わせ内容																						

※団体扱生命保険及び補償保険制度の保険内容・保険料の詳細については、保険会社がご説明いたしますのでご承知おきください。

ご記入いただいた上記内容につきましては、本制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

Click!

Click!

⑧ 海外知財訴訟費用保険制度



製品やサービスの提供等によって、海外において（日本、北朝鮮を除く）、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として損害賠償請求等の訴訟の提起等を受けた場合の訴訟費用等を補償します。

損保ジャパン	海外知財訴訟費用保険制度
東京海上日動	海外知財訴訟費用保険制度
三井住友海上	海外知財訴訟費用保険制度

⑨ 倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)



取引先倒産による連鎖倒産等を防ぐための共済制度

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

⑩ 小規模企業共済制度



経営者、役員、個人事業主のための積立による国の退職金制度

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

⑪ 中小企業退職金共済制度



中小企業の従業員のための国の退職金制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構



いつも親切
茨城県信用組合

地域とともに
明日をつくる
ひと.まち.しごと

2025



商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網
や7万社以上のお客さまとの
リレーションを活かして、中小企
業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等
の情報提供、ご融資まで、中小
企業組合の活動を情報と金融
で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、
提携金融機関とのネットワーク
を活かして、中小企業の海外
進出を継続的にサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151

〒310-0021 水戸市南町3-5-7

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



中央会だより

第77回中小企業団体全国大会 茨城県中央会広島大会ツアー・フォトダイアリー

第77回中小企業団体全国大会参加にあたり、会員間の交流を促進するため、茨城県中央会広島大会ツアーを企画しましたところ会員組合の皆さんにご参加いただきました。



中央会だより

体感！実感！いばらきお仕事フェア 2025 (中小企業組合まつり)開催について

中央会は、12月14日（日）、水戸市の南町自由広場で『中小企業組合まつり in 茨城～実感！体験！いばらきお仕事フェア～』を開催します。

県内で活動する中小企業組合やその構成員である中小企業の活動紹介、小学生を対象とした仕事体験会、各業界の商品・サービス等に係る相談会や即売会を実施。ミニ上棟式での餅撒き、高所作業車の体験乗車なども行います。中央会は、中小企業組合の役割紹介や組織化に向けた相談会を行います。

また、屋内会場では、県内の事業協同組合が監理団体として共同で受入れを行っている外国人技能実習生による日本語スピーチ大会を開催します。

当日は、ミニ石燈籠づくり、木材プランターづくり、銅板レリーフづくり、バターづくりなどの体験会を行います（先着順・定員制。一部、有料の体験あり。）

詳細は、当会のホームページをご覧ください。お誘いあわせの上、ぜひご来場ください。

▼日時

2025年12月14日（日） 10：00～16：00

▼場所

水戸市南町3—6—8

南町自由広場 及び M-SP0 施設（ユードムアリーナ・スタ

▼内容

①体験・相談・展示ブース出展組合等

- ・茨城県牛乳協同組合
- ・（一社）茨城デザイン振興協会
- ・茨城県漬物工業協同組合
- ・茨城県菓子工業組合
- ・茨城県電気工事業工業組合
- ・茨城県自動車車体整備協同組合
- ・茨城県石材業協同組合連合会
- ・茨城県板金工業組合
- ・協同組合いばらき大工棟梁の会
- ・茨城県キッチンカー協同組合（飲食物販売）

②特別体験

- ・協同組合いばらき大工棟梁の会によるミニ上棟式
- ・茨城県電気工事業工業組合による高所作業車乗車体験

③外国人技能実習生による日本語スピーチ大会

▼問合せ先

業務課・野中（スピーチ大会 業務課・手束）

（お仕事フェア）

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/%E3%81%84%E3%81%B0%E3%82%89%E3%81%8D%E3%81%8A%E4%BB%95%E4%BA%8B%E3%83%95%E3%82%A7%E3%82%A22025.html>

（スピーチ大会）

<https://www.ibarakiken.or.jp/oshirase/pdf/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E3%82%B9%E3%83%94%E3%83%BC%E3%83%81%E5%A4%A7%E4%BC%9A%EF%BC%88%E3%83%81%E3%83%A9%E3%82%B7%EF%BC%89.pdf>

令和8年賀詞交歓会開催について

令和8年の年頭にあたり、会員間及び関係機関との交流・懇親を図るため、以下のとおり賀詞交歓会を開催します。

県内各地・各業界の会員が一堂に会する場となりますので、情報交換・交流の機会として是非ご参加ください。

詳細については、開催通知、ホームページを参照ください。

▼日時 2026年1月28日（水）

15：30～（アトラクション）

16：00～18：00（賀詞交歓会）

▼場所 ホテルテラスザ・ガーデン水戸

（水戸市宮町1-7）

▼参加費 お一人様1万円

▼問合せ先 総務課・柏

※アトラクションは、早稲田桜子さんのヴァイオリン演奏をお楽しみいただきます。

<https://preludio.co.jp/artist/sakurako-waseda>

令和7年度専門派遣事業のご案内

中央会は、組合等運営の課題や組合等を通じて中小企業が抱える諸課題の解決の一助とするため専門家派遣事業を実施しています。

組合等や中小企業が直面している諸課題（法律、税務、経営、労働、技術や技能の承継、販路開拓、デジタル化や環境問題への対応等）の解決に向けて、各分野の専門家を会員組合等に派遣します。

専門家の派遣回数は、1組合・1事業所あたり、1事業年度2回まで。事業予算額に達した場合、本事業の目的・要件等に合致しない場合は利用することができません。

また、課題の内容によっては、他機関が実施する専門家派遣事業を紹介・仲介する場合もあります。

専門家派遣事業の詳細、希望申込みは、組合等担当者または業務課（関、大滝）までお問合せください。

年末年始の休業について

中央会事務局は、12月27日（土）から1月4日（日）まで年末年始の休業とさせていただきます。

休業中の電話対応及びメールのお問い合わせに対する返信はできかねますことをご了承ください。休業期間中にいただいたメールは、1月5日以降、順次、返信させていただきます。

なお、事故・災害等の連絡・報告等がありましたら、以下メールアドレスに送信ください。

info@ibarakiken.or.jp